組合様式１－１３

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業所長 | 事務長 | 　　　　 | 所属長 |
|   |  |  |  |

介護休業・介護両立支援制度の

取得・利用意向申出書

事業所長　殿

申出日　 　 ２０　　年　　　月　　　日

事業所・部署

雇用形態 　　 常勤・嘱託・定時（週　　日）

個人コード

氏　　　名　 　 　　　　　　　　　　　㊞

（入協年月日　　　　　年　　　月　　　日）

　　私は、以下のとおり介護休業・介護両立支援制度の取得・利用意向の申出をします。

|  |  |
| --- | --- |
| 介護休業 | 　　する予定　・　しない予定　・　未定 |
| 介護休暇 | 　　する予定　・　しない予定　・　未定 |
| 所定外労働の免除 | 　　する予定　・　しない予定　・　未定 |
| 時間外労働の制限 | 　　する予定　・　しない予定　・　未定 |
| 深夜業の制限 | 　　する予定　・　しない予定　・　未定 |
| 介護のための短時間勤務 | 　　する予定　・　しない予定　・　未定 |

　　※各種制度を取得・利用する際は、別途申出書の提出が必要です。

**〔介護休業及び介護両立支援制度等に関する事項の周知 〕**

**※各制度の詳細は、組合ホームページの**

**「育児・介護休業に関する規程」をご確認ください**

**１．介護休業は介護の体制を構築するための休業です**

|  |  |
| --- | --- |
| 対象者 | 要介護状態にある家族を介護する職員。ただし、期間契約職員にあっては、申出時点において、介護休業を開始しようとする日から起算して９３日を経過する日から６カ月を経過する日までに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかでない職員に限る。＜対象外＞組合と労働組合の協定に基づき除外するもの①入協１年未満の職員　②申出の日から93日以内に雇用関係が終了することが明らかな職員③１週間の所定労働日数が２日以下の職員 |
| 期間 | 対象家族１人につき、通算93日の範囲内で職員が申し出た期間。 |
| 対象家族の範囲 | 配偶者（事実婚を含む）、父母、子、配偶者の父母、祖父母、兄弟姉妹、孫 |
| 申出期限 | 原則、休業の２週間前までに職場長を通じて事業所長に申し出てください。 |
| 分割取得 | ３回に分割して取得可能 |

**■介護休業には、介護休業給付の支給があります**

受給資格を満たしていれば、原則として休業開始時の賃金の67%の介護休業給付を受けることができます。

**２．介護休暇は日常的な介護のニーズにスポット的に対応するための休暇です**

|  |  |
| --- | --- |
| 制度の内容 | 要介護状態にある対象家族を介護する場合、１年に５日（対象家族が２人以上の場合は10日）まで、介護その他の世話を行うために、休暇が取得できます。 |
| 対象者 | 要介護状態にある家族の介護その他の世話をする職員。＜対象外＞組合と労働組合の協定に基づき除外するもの①１週間の所定労働日数が２日以下の職員 |
| 申出期限 | 前日までに所属長に申し出てください。 |

**３．その他の両立支援制度も利用して、仕事と介護を両立しましょう**

（１）所定外労働の免除　　※事業の正常な運営に支障がある場合は、申出を拒むことがあります

|  |  |
| --- | --- |
| 制度の内容 | 要介護状態にある対象家族を介護する場合、所定外労働の免除を申し出ることができます。 |
| 対象者 | 要介護状態にある対象家族を介護する職員。＜対象外＞組合と労働組合の協定に基づき除外するもの①入協１年未満の職員　②１週間の所定労働日数が２日以下の職員 |
| 期間 | １回につき、１か月以上１年以内の期間 |
| 申出期限 | １か月前までに職場長を通じて事業所長に申し出てください。 |

（２）時間外労働の制限　　※事業の正常な運営に支障がある場合は、申出を拒むことがあります

|  |  |
| --- | --- |
| 制度の内容 | 要介護状態にある対象家族を介護する場合、１か月について24時間、１年について150時間を超える時間外労働の制限を申し出ることができます。 |
| 対象者 | 要介護状態にある対象家族を介護する職員。＜対象外＞①入協１年未満の職員　②１週間の所定労働日数が２日以下の職員 |
| 期間 | １回につき、１か月以上１年以内の期間 |
| 申出期限 | １か月前までに職場長を通じて事業所長に申し出てください。 |

（３）深夜業の制限　　　　※事業の正常な運営に支障がある場合は、申出を拒むことがあります

|  |  |
| --- | --- |
| 制度の内容 | 要介護状態にある対象家族を介護する場合、午後10時から午前５時までの深夜業の制限を申し出ることができます。 |
| 対象者 | 要介護状態にある対象家族を介護する職員。＜対象外＞①入協１年未満の職員　②対象家族と同居している介護ができる１６歳以上の家族がいる職員③１週間の所定労働日数が２日以下の職員　④所定労働時間の全部が深夜にあたる職員 |
| 期間 | １回につき、１か月以上６か月以内の期間 |
| 申出期限 | １か月前までに職場長を通じて事業所長に申し出てください。 |

（４）介護のための短時間勤務制度

|  |  |
| --- | --- |
| 制度の内容 | 要介護状態にある対象家族を介護する場合、１日の所定労働時間を６時間とすることができます。 |
| 対象者 | 要介護状態にある対象家族を介護する職員。＜対象外＞組合と労働組合の協定に基づき除外するもの①入協１年未満の職員　②１週間の所定労働日数が２日以下の職員 |
| 期間 | 対象家族１人につき、利用開始の日から連続する３年の間 |
| 申出期限 | ２週間前までに職場長を通じて事業所長に申し出てください。 |